

建築物移動等円滑化基準チェックリスト

※建築物特定施設等の欄の「第〇条」はバリアフリー法施行令の該当条文

○一般基準

建築物特定施設等	チェック項目	
廊下等 (第11条)	①表面は、滑りにくい仕上げであるか	
	②点状ブロック等の敷設（階段又は傾斜路の上端に近接する部分）※1	
階段 (第12条)	①手すりを設けているか（踊場を除く）	
	②表面は、滑りにくい仕上げであるか	
	③段は、識別しやすいものか	
	④段は、つまずきにくいものか	
	⑤点状ブロック等の敷設（段部分の上端に近接する踊場の部分）※2	
	⑥原則として主な階段を回り階段としていないか	
傾斜路 (第13条)	①手すりを設けているか（勾配1/12以下で高さ16cm以下の傾斜部分は免除）	
	②表面は、滑りにくい仕上げであるか	
	③前後の廊下等と識別しやすいものか	
	④点状ブロック等の敷設（傾斜部分の上端に近接する踊場の部分）※3	
便所 (第14条)	①車いす使用者用便房を設けているか（1以上）	
	(1)腰掛便座、手すり等が適切に配置されているか	
	(2)車いすで利用しやすいよう十分な空間が確保されているか	
	②高齢者、障害者等に対応した水洗器具を設けているか（オストメイト対応、1以上）	
	③床置き式の小便器、壁掛式小便器（受け口の高さが35cm以下のものに限る。）その他これらに類する小便器を設けているか（1以上）	
ホテル又は旅館 の客室 (第15条)	①客室の総数が50以上で、車いす使用者用客室を設けているか（1以上※） ※令和元年9月1日から、客室総数に1/100を乗じて得た数以上	
	②車いす使用者用客室に便所を設ける場合（当該客室のある階に車いす使用者用便房が設けられた共用便所がある場合は対象外）	
	(1)便所内に車いす使用者用便房を設けているか（腰掛便座、手すり等、空間）	
	(2)便所の出入口は、幅80cm以上であるか	
	(3)戸を設ける場合、車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか	
	③車いす使用者用客室に浴室等を設ける場合（次の基準を満たした共用の浴室等がある場合は対象外）	
	(1)浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置されているか	
	(2)車いすで利用しやすいよう十分な空間が確保されているか	
	(3)出入り口は、幅80cm以上であるか	
	(4)戸を設ける場合、車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか	

建築物特定施設等	チェック項目	
敷地内の通路 (第16条)	①表面は、滑りにくい仕上げであるか	
	②段がある場合	
	(1)手すりを設けているか	
	(2)識別しやすいものか	
	(3)つまずきにくいものか	
	③傾斜路がある場合	
	(1)手すりを設けているか (勾配1/12以下で高さ16cm以下又は1/20以下の傾斜部分は免除)	
駐車場 (第17条)	①車いす使用者用駐車施設を設けているか (1以上)	
	(1)幅は、350cm以上であるか	
	(2)利用居室までの経路が、短い位置に設けられているか	
標識 (第19条)	①エレベーター等、便所、駐車施設の標識を見やすい位置に設けられているか	
	②標識は内容が容易に識別できるか (JIS Z 8210に適合しているもの)	
案内設備 (第20条)	①エレベーター等、便所、駐車施設の案内板を設けられているか (案内所を設ける場合は適用外)	
	②エレベーター等、便所の配置を点字等で示す設備を設けているか (案内所を設ける場合は適用外)	

※1 告示で定める以下の場合を除く(告示第1497号)

- ・勾配が1/20以下の傾斜部分の上端に近接する場合
- ・高さ16cm以下で勾配1/12以下の傾斜部分の上端に近接する場合
- ・自動車の駐車の用に供する施設に設ける場合

※2 告示で定める以下の場合を除く(告示第1497号)

- ・自動車の駐車の用に供する施設に設ける場合
- ・段部分と連続して手すりを設ける場合

※3 告示で定める以下の場合を除く(告示第1497号)

- ・勾配が1/20以下の傾斜部分の上端に近接する場合
- ・高さ16cm以下で勾配1/12以下の傾斜部分の上端に近接する場合
- ・自動車の駐車の用に供する施設に設ける場合
- ・傾斜部分と連続して手すりを設ける場合

○移動等円滑化経路

(道等～利用居室、利用居室～車いす使用者用便房、車いす使用者用駐車施設～利用居室)

建築物特定施設等	チェック項目	
(第18条第2項 第一号)	①階段、段が設けられていないか (傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合は免除)	
出入口 (第二号)	①幅は、80cm以上であるか	
	②戸は、車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか	
廊下等 (第三号)	①幅は、120cm以上であるか	
	②区間50m以内ごとに車いすが転回可能な場所があるか	
	③戸は、車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか	
傾斜路 (第四号)	①幅は、120cm以上(階段に併設する場合は90cm以上)であるか	
	②勾配は、1/12以下(高さ16cm以下の場合は1/8以下)であるか	
	③高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設けているか	
エレベーター及び その乗降ロビー (第五号)	①かごは、利用居室、車いす使用者用便房、車いす使用者用駐車施設がある階、地上階に停止するか	
	②かご及び昇降路の出入口の幅は、80cm以上であるか	
	③かごの奥行きは、135cm以上であるか	
	④乗降ロビーは、水平で、150cm角以上であるか	
	⑤かご内及び乗降ロビーに、車いす使用者が利用しやすい制御装置を設けているか	
	⑥かご内に、停止予定階及び現在位置を表示する装置を設けているか	
	⑦乗降ロビーに、到着するかごの昇降方向を表示する装置を設けているか	
	⑧不特定かつ多数の者が利用する2,000㎡以上の建築物に設けるものの場合	
	(1)かごの幅は、140cm以上であるか	
	(2)かごは、車いすが転回できる形状か	
	⑨不特定多数の者又は主に視覚障害者が利用する者の場合 ※1	
	(1)かご内に、到着階、戸の閉鎖を知らせる音声装置を設けているか	
	(2)かご内及び乗降ロビーに、視覚障害者が利用しやすい制御装置を設けているか	
	(3)かご内又は乗降ロビーに、到着するかごの昇降方向を知らせる音声装置を設けているか	
特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機 (第六号)	①エレベーターの場合	
	(1)平成12年建設省告示第1413号第1第9号に規定する段差解消機であるか	
	(2)かごの幅は、70cm以上であるか	
	(3)かごの奥行きは、120cm以上であるか	
	(4)車いす使用者がかご内で方向を変更する必要がある場合、かごの奥行きと幅は十分であるか	
	②エスカレーターの場合	
	(1)平成12年建設省告示第1417号第1ただし書に規定する車いす使用者用エスカレーターであるか	

建築物特定施設等	チェック項目	
敷地内の通路 (第七号)	①幅は、120cm以上であるか	
	②区間50m以内ごとに車いすが転回可能な場所があるか	
	③戸は、車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか	
	④傾斜路がある場合	
	(1)幅は、120cm以上(段に併設する場合は90cm以上)であるか	
	(2)勾配は、1/12以下(高さ16cm以下の場合は1/8以下)であるか	
	(3)高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設けているか(勾配1/20以下の場合は免除)	

※1 告示で定める以下の場合を除く(告示第1494号)
 ・自動車車庫に設ける場合

○視覚障害者移動等円滑化経路 (道等～案内設備・案内所) ※1

建築物特定施設等	チェック項目	
案内設備までの 経路 (第21条)	①線状ブロック等・点状ブロック等の敷設又は音声誘導装置の設置がされているか (風除室で直進する場合は免除)	
	②車路に接する部分に点状ブロック等を敷設しているか	
	③段・傾斜がある部分の上端に近接する部分に点状ブロック等を敷設しているか ※2	

※1 告示で定める以下の場合を除く(告示第1497号)
 ・自動車車庫に設ける場合
 ・受付等から建物出入口を容易に視認でき、道等から当該出入口まで視覚障害者を円滑に誘導する場合

※2 告示で定める以下の場合を除く(告示第1497号)
 ・勾配が1/20以下の傾斜部分の上端に近接する場合
 ・高さ16cm以下で勾配1/12以下の傾斜部分の上端に近接する場合
 ・階段部分又は傾斜部分と連続して手すりを設ける踊場等